知っておきたい相続法改正 第2回

配偶者の不安 マイホームをめぐる

思うのはごく自然なことです。 ないでしょうか。 があると聞くと、みなさんは驚かれるのでは ような当たり前のことが実現できない場合 配偶者が引き続きマイホームに住みたい 方の 配偶者が亡くなった場合、 しかし、 遺された

しました。

筆者も調停の

現場で気の毒な事例を経験

続できなかったりという不安が配偶者には としても、 儀なくされ の権利を取得することができずに退去を余 が遺産として相続人間で分割協議の対象と れば、遺された配偶者がマイホームのすべて なります。そして、他にめぼしい財産がなけ 名義になっていますと、マイホームそのもの いれば良いのですが、 マイホームも夫婦共同で築いた財産です 部でも遺された配偶者の名義になって その後の生活のための資金を相 たり、 たとえ権利は取得できた 全部が亡くなった方の

残されるのです 図表1



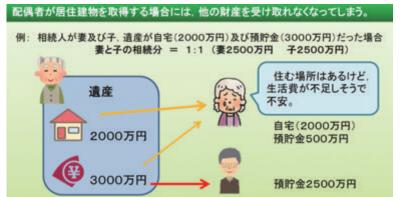
気の毒な事例調停現場で垣間見た

相続人として複数の甥や姪が相続権を主張 主張する」との頑なな姿勢を崩しません。 ない甥や姪もいて、調停委員会としても彼ら してきました。中には奥様が会ったことすら 既に亡くなっている方もいることから、 主人の兄弟が登場します。 子供がいないので、 によって遺産分割協議の対象になったのです に譲歩を求めましたが、「自分たちの権利 していたマイホームが、ご主人の突然の他界 子供のいない高齢のご夫婦が仲睦まじく暮ら 奥 様はマイホー 相続人には亡くなったご ムを相続すること その兄弟も高齢で

光田 周史 公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】 1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、 公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家 が同一ブランドのもとに結集した「ひかりア ドバイザーグループ」の最高経営責任者をは じめ、京都市監査委員や立命館大学大学院の 非常勤講師も務める。

【図表1】遺された配偶者に残される不安



出典:法務省HPより転載

その後の と思うと気の毒で悔やまれます。 の生活資金が枯渇したのではな

することで調停は成立しましたが、

奥様

と引き替えに甥や姪たちに金銭で代償分割

【図表3】配偶者居住権等の評価の計算式

- 建物
- ①配偶者居住権(建物)の評価額 建物の時価A ― ②の価額
- A × 残存耐用年数(住宅用の1.5倍-築年数) 存続年数 (平均余命)* 存続年数に応じた民法の ②配偶者居住権が設定された建物の評価額 法定利率による複利現価率 残存耐用年数(住宅用の1.5倍-築年数)
- ・十拙

※マイナスの場合は「0」とする。

- ③配偶者居住権の敷地の評価額 土地等の時価 B - ④の価額
- 4配偶者居住権が設定された建物の敷地の評価額
- B× 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

【図表4】事例

- ・マイホームの時価 ⇒ 2000万円 (うち建物500万円 A、土地1500万円 B)
- ・建物の法定耐用年数 ⇒ 22年(木造居住用)
- ・建物の築年数 ⇒ 30年
- ・配偶者の年齢(74歳女性)に応じた 平均余命年数 ⇒ 15年
- ・利率3%、年数15年の 複利現価率 ⇒ 0.642



【図表2】配偶者居住権による不安の解消

のが、

一配偶者居住権」

なのです

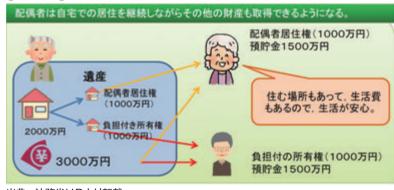
配偶者の生活保障のために新たに設けられ

少ないでしょう。

こうした事情から、

遺された

事後のことにまで思いが及ぶケースは



出典:法務省HPより転載

賢い対応配偶者居住権を活用した

終身または 状況は次の 始 この 配偶者居住権とは、

存在することによって、 を認める権利のことをいいます。 (時に居住していた被相 一定期間 [図表2] ように改善されます。 配偶者に 前述の 続人所 配 偶者 (図表1) 無償で使 この権利 有 の建物を が相続開

配偶者居住権 の 評価方法

設定された所 これについては税制上の取扱い 価をいずれも10 か [図表2] なければなりません では配偶者居住権とその権利 有権 00万円としてい (負担付の 所 に注意して 有権 、ます 0 が が

> 算式は 手 に及ぶので少々ややこしくなります 評 年 算式だけではピンとこないので、 な数字を当てはめてみましょう。 価 が (2019年) 加 が定められまし えられ、 (図表3) 新 のようになっています。 たに の税制改正で相続税法に た。 「配偶者居住権等の 話題 が税の 次に具体 が 世界 計 計

成してさえいれば、

兄弟の相続を排除でき

この

事例では、

ご主人が生前

に遺言を作

配偶者居住権の創設の経緯

強欲な甥や姪たちに金銭を渡すこともなか

たのですが、 八は多くはなく、

そのような相続対策をしている

突然の不幸であればなおの

配偶者居住権って、 いくらっ

建物の時価である500 建物から差し引くことができる金額はなく から築年数 耐用年数 の計算式に当てはめてみますと、 配偶者の余命 |関する居住権の評価額 【図表4】のような事例を想定して (22 年) (30 年) (15 年) を1・5倍したもの を引いた年数 を下回ります。 万円がそのまま建物 になります 建物の法定 (3年) 図表3 従って、 (33 年)

住権の 価20 963万円になりますから、 ると1037万円になります。 り537万円になり、 3万円を、 有権の評価額は近似値ということができます **力円に複利現価率0・642をかけた金額9** 図表2 配偶者居住権を活用 方 |評価| 0 土地に関しては、 で示した配偶者居住権と負担付 0 土地の時価から差し引くことによ 額になるため、 万円のうち、 建物の評価 この金額 土地の時価150 負担付の この 賢い対応をする マイホ 事例の :の所 が 額を合わ 配偶者居 有権 ムの め

配偶 (2020年) 者居 住権が実際に施 4月からですので、 行される るの 今 には今から準備し

は来年

この

詳しくは専門家にご相談ください

ておく必要が

あ

り

うます